

障害者支援施設の指定の一部効力停止処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、市内の障害者支援施設の監査を行ったところ、法令違反が認められたため、当該事業所に対して、令和4年1月17日付けで、障害者支援施設の指定の一部効力停止処分（新規利用者受入の6か月間停止）を行いましたので、お知らせします。

1 対象施設**(1) 施設名**

障害者支援施設 千葉光の村授産園（若葉区小間子町1-8）

(2) 実施事業及び指定年月日

事業名	定員	指定日
施設入所支援	40名	平成24年3月1日
生活介護	25名	
就労継続支援B型	20名	
就労移行支援	6名	平成26年4月1日

※旧法（精神薄弱者福祉法）に基づく精神薄弱者援護施設としての指定日は、昭和63年4月1日

(3) 運営事業者

社会福祉法人首都圏光の村（若葉区小間子町1-8）

理事長：岡本 美智子

(4) 監査年月日

令和3年10月8日（金）

2 行政処分の内容及び理由**(1) 処分内容**

障害者支援施設「千葉光の村授産園」に対する指定の一部効力停止

（施設入所支援、生活介護、就労継続支援B型の新規利用者受入の6か月間停止）

※下記2-(2)-アの人格尊重義務違反に該当する行為が確認された利用者については、就労移行支援は利用していなかったため、処分対象外とする。

(2) 理由

ア 人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第3項で準用する同条第1項第2号該当）

(ア) 利用者が問題行動をしたとき、1つ5kgの砂袋を両手に持たせて4時間を目安に長時間立たせる行為について、2人の利用者に対し行っていた。

(イ) 上記(ア)の行為が食事時間をまたぐ場合、終了後に食べさせた。その際、衛生面で問題のある生ものなどは除き、パンなど保存ができるもののみ食べさせた。

※当該施設には同様の行為に対する改善勧告を平成25年9月19日に行っている。

イ 関係法令違反（障害者総合支援法第50条第3項で準用する同条第1項第9号該当）

人格尊重義務違反となる行為を職員が把握していたにもかかわらず、通報を行わなかったことは、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく通報義務に違反する。

(3) 指定の一部効力停止処分日

令和4年1月17日（月）

(4) 効力発生日

令和4年2月1日（火）

<参考>

各サービスの種類及び内容について

種類		内容
障害者支援施設		障害者につき、施設入所支援を行うとともに施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設
入所	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行う。(障害者支援施設内で行われる入所支援のこと)
通所	生活介護	昼間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
	就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な障害者に、雇用契約を結ばない形での生産活動その他の活動の機会の提供や、知識及び能力の向上・維持のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練を行う。